

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【重点化に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所が要介護3以上と聞きましたが、要介護1や2の利用者様で、特別養護老人ホームの入所を待っておられる方は、この先経済的に他の選択肢がなく、無理をしながら在宅生活を続けて、毎日の食事がきっちりとれなかったり、清潔が保てなかったり、転倒を繰り返して、寝たきりになったりと本当にその人らしい生活ができなくなることが予想されます。 	<p>特別養護老人ホームについては、制度改正に伴い、平成27年4月1日以降、限られた資源の中でより必要性の高い方々が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設として、機能の重点化が図られることとなります。特別養護老人ホームへ新たに入所する方については原則要介護3以上となりますが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難である場合には、特別養護老人ホームへの入所が認められることとなります。</p> <p>また、身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。</p>
<p>【入所要件に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特別養護老人ホームの新規入所者が原則、要介護3以上に限定(既入所者は除く)※要介護1・2でも一定の場合は入所可能」となることについて、既入所者は除くというよりは、入所後、介護度が下がった場合も同じ取扱いになるのかどうか。 入所要件について、厚生労働省が例示している内容と、大阪市の考え方は同様となるのかどうか。 	<p>平成27年4月1日以前から特別養護老人ホーム(以下、「施設」という。)に入所している方は、仮に4月1日以後要介護1又は2に変更になっても引続き施設に入所することが可能です。また、平成27年4月1日以降に入所した方が要介護1又は2に変更になった場合であっても、特例入所の要件に該当すると認められる場合には、施設への入所が認められます。</p> <p>特例入所の要件については、厚生労働省と同様です。また、各施設の入所選考の基準は以前から世帯状況を勘案しています。</p>
<p>【事業者への指導監督に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス付き高齢者住宅への指導監督について、現在の基準では事業者の運用によって入居者が多大な不利益を被る可能性がある。 今後、入居者に対する契約内容の同意方法について、より一層の配慮が必要であると考えます。 サービス付き高齢者住宅について、入居者保護の規定整備など、事業者に適正な指導監督を求める。 	<p>サービス付き高齢者向け住宅に対する指導については、適正な事業運営に資するため、早急に指導基準を策定するよう、国に要望しているところです。</p> <p>また、住宅で提供するサービス内容に誤解が生じることがないように、法に基づき、入居契約締結前に登録事項及び入居契約の内容を記載した書面(重要事項説明書)を入居希望者に交付して説明するよう事業者に指導し、入居者の安全・安心の確保に努めています。</p>
<p>◆具体的施策</p>	
<p>●地域活動への参画支援と高齢者の生きがいづくり (39件)</p>	
<p>【敬老優待乗車証の制度に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が積極的に外出し、文化・スポーツ活動に参加することが大切できるよう、敬老優待乗車証の制度の見直しを求める意見。 (年間更新料3,000円、利用料金1回50円の廃止) 敬老優待乗車証について、はじめに3000円納入後又1000円入れなくては20回往復10回しか乗れない。 バス、地下鉄と乗りつくと往復800円かかります。これでは何の為のバスかわかりません。 	<p>敬老優待乗車証交付制度につきましては、高齢者の方々に敬老の意を表するとともに、地域でのボランティア活動や友人たちとのふれあいなど、社会参加を促進し、元気でいつまでも活躍いただくことを目的とした制度です。</p> <p>本制度は創設から長年が経過し、その間の少子高齢化の進展や大阪市財政状況の厳しさが増すなど、本制度を取り巻く状況は大きく変化してきています。</p> <p>このため、本制度を持続可能な制度として維持・継続するため、「市政改革プラン」において、制度の見直しを行うこととし、平成25年度から利用者の方に年3,000円をご負担いただくとともに、平成26年8月からは、これに加えて利用に応じた負担として利用1回につき一律50円をご負担いただくこととしたところです。</p> <p>なお、本制度のバス・地下鉄の乗継につきましては、交通局の実施している「乗継割引」の制度が適応される場合に、1回の利用となりますので50円の負担でご利用いただけます。</p>
<p>【文化施設優待に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 直ちに敬老パスの無料化、文化施設観劇などの無料化や、低料金化を図って(補助金の増額など)下さい。 	<p>大阪市内に住所を有する65歳以上の方について市立文化施設等(大阪城天守閣、天王寺動物園、天王寺公園、大阪城西の丸庭園、城北菖蒲園、長居植物園、美術館、科学館、自然史博物館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立住まいのミュージアム、咲くやこの花館)が無料(特別展を除く)で入場・入館していただくことができる市立文化施設等敬老優待制度を実施しております。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>●住まい・まちづくり (26件)</p> <p>【市営バス等に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止された路線バスの運行、赤バスの運行の復活を求める意見。 ・路線バスのダイヤの間引きを元に戻すことを求める意見。 ・高齢者が区役所などに外出するためのバスがなく困っているとの意見。 	<p>赤バスにつきましては、ご利用が低迷していたことや、一般バスとサービスが重複していたことなどから、目標値を定めて取り組んだ需要検証の結果を踏まえ、バス事業として需要の見込めない26の系統について、平成25年3月末に廃止したものであります。</p> <p>その後、全市的なバス路線につきましては、市民・利用者の皆様に必要なバスサービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、交通政策として必要な路線の維持を目指し、各区と調整したうえで、利用動向に応じた見直しを平成26年4月1日に実施したところであります。</p> <p>また、バス路線の見直しに際しましては、交通調査のデータを基本に、公共交通ネットワークの中で、効率的かつ効果的なバスサービスを提供できるよう、系統ごと・時間帯別にご利用状況に見合った回数・輸送力の調整に努めております。</p> <p>その結果、現状として、市内部はバスと鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全体としてご利用状況に見合った必要なバスサービスは確保できているものと考えております。</p> <p>バスによる輸送サービスにつきましては、高齢者人口の増加などによって、社会的にも一定のニーズがあると見込まれるところであり、今後も、市民・利用者の皆様に必要なバスサービスを持続的・安定的に提供していくことが重要であると考えております。</p> <p>引き続き、区役所や関係各局と連携しながら、より便利で効率的な輸送サービスを提供できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>【市営交通の安全対策に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営交通改善について、バリアフリー化や地下鉄の安全柵の設置に関する意見 	<p>交通局では、「市営交通バリアフリー計画」(平成14年度～平成22年度)による取組みにより、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づく基準はいずれも対応は完了しています。</p> <p>今後についても、ご利用していただく市民・お客さまのニーズにしっかりお応えすることが経営判断の根本であると考えており、バリアフリーについて十分な水準となるよう取り組んでまいります。</p> <p>主な取組みとしては、御堂筋線西中島南方駅と淀屋橋駅で他社線との乗り換え経路を改善するエレベーター整備を行っています。また、プラットホームからの転落や列車との接触事故を防止するため、ホーム上で酒酔いのお客さまや目の不自由なお客さまを中心に直接お声がけをする「転落なくし隊」を配置するなど、転落を防止するさまざまな方策に取り組んでいます。</p>
<p>【市営交通の改善に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通・フリーアクセス・バリアフリーに関連して、地下鉄駅エレベーターの2ルート建設に向けて計画を求める意見。 ・廃止されたバスターミナルを復活とともに、すべてのバスターミナルに車椅子トイレを設置することに関する意見。 	<p>エレベーター整備につきましては、現状のエレベーター経路が長い距離を移動する等の不便な状況にある駅について、歩道に十分な設置スペースがあるなどの一定条件のもと、経路の改善を図る整備に取り組んでいきます。</p> <p>バスターミナルの廃止につきましては、路線見直しの際に全体としてわかりやすく利用しやすいバス路線となるよう、系統の統合などをおこなった結果、バスターミナルを起終点としていた系統の直通化により乗継施設としての必要性が低下したため、新たにバスターミナル周辺に停留所を配置することによりバス運行の速達性を高め、実施したものであります。</p> <p>今後とも、いただいたご意見やご要望も参考にさせていただき、バス需要の動向等を注視しながら、より便利で効率的な輸送サービスを提供できるよう努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、バスターミナルに車椅子トイレを設置するには、バスターミナル内を通行される方の交通安全が確保されること、車椅子の方の円滑な利用に適した構造を有するトイレを設置するのに必要な上下水道設備やスペースが確保できることなどの条件が必要なことから、バスターミナルの広さ・構造による制限など困難な状況もございますが、十分に検討しながら今後もトイレ設置も含め、お客さまに配慮したバスターミナル設備の充実にも努めてまいります。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
●サービスの利用支援（3件）	
<p>【情報提供に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人のみならず、高齢者にとって区の広報誌新聞の折込で配布しているが、一般の新聞をとっている人が少ない。ホームページは80歳以上の人の8割ぐらいは、インターネットに無縁である。 ・その状況を見せず、昔のように老人を雇って、全戸配布すればよい(老人の生きがい造りにもなる)。 	<p>高齢者に対する保健・福祉に関する制度・施策などの情報については、毎月発行する広報紙や大阪市のホームページ等を活用して必要な広報を行っております。</p> <p>また、高齢者の在宅福祉サービスに関する情報や介護保険制度全般の情報に関しては、ホームページによる情報提供も活用するほか、市民向けのパンフレットを作成するなど、広く市民にわかりやすく情報が伝わるよう努めております。</p> <p>今後とも、ホームページによる情報発信に加えて、区の広報紙を活用した広報、在宅福祉サービス及び介護保険制度全般等の情報提供については、パンフレットの作成による広報を行うなど、効果的な広報に努めてまいります。</p>
<p>【人材の確保・育成に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な施策の展開を計画されていますが、福祉従事者とりわけ介護職員不足については、何らコメントされていません。人材確保はサービス提供事業者の責任であり、行政の役割ではないとお考えなのでしょうか。 ・求人フェアなどの官民協働開催、福祉事務所で実施されている総合就職サポート事業からの誘導、ひとり親の父母への案内や資格取得支援の活性化など即時性のあるものや、小中学校での社会人教育・職業観醸成の機会拡大、高齢者層への有償ボランティア(施設居住者の話し相手や管内移動介助、周辺清掃など)参加・マッチングなど行政としてできることは限りなくあると感じています。 ・このままだとこの計画が絵に描いた餅となります。少しずつでもいいですから、社会情勢に反応した具体策の実施をお願いします。 <p>・介護サービスの提供側の人材確保が生産年齢層の縮小により、ますます困難になると思われまます。潜在看護職(特に中高年)活用を(介護の中に)システムとして出来ないかと思ひます。</p>	<p>国の指針「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」において示されている市町村の役割を踏まえ、大阪市では福祉人材養成・確保に向けて、従事者への研修、各施設・各関係団体が参画する福祉人材養成連絡協議会でのネットワークづくりなどの取り組みを行っております。</p> <p>また、福祉人材の確保を目的として、大阪府、大阪府社会福祉協議会等が主催する「福祉の就職総合フェア」に、大阪市としても共催として参画し、社会福祉分野へ就職を希望する求職者との面談の場の提供などを行っております。</p> <p>平成26年7月の大都市民生主管局長会議においては、社会福祉事業従事者の労働環境の改善を図るための財政措置を拡充するよう国に対し提案を行ったところであり、今後も引き続き福祉人材の養成・確保に向けて国に働きかけてまいります。</p>
◆施設等の整備目標数・サービス目標量（1件）	
<p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護事業について、日常生活圏毎の事業者数が設定されておらず、利用者の確保が不安なため事業参入ができない。 	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の参入促進にあたり、利用促進のため利用者等に向けたリーフレットの作成や事業者連絡会等を通じて事業者が抱える課題等について把握に努めております。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>◆介護保険給付に係る費用の見込み等 (135件)</p> <p>【介護保険料に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料が基準月額で1,100円引き上げ、18%増6,998円となるとしているが、消費税8%への増税、国保料の引き上げがされるなか、年金が引き下げられ高齢者の負担の限界を超えるものです。 ①一般会計から繰り入れて保険料金ひき上げをしないこと。 ②大阪市は第2段階の保険料を国基準の0.5を独自に0.56としているが、低所得者に負担を強いる不当なものがあるから、0.5以下にすべきです。 ③国が「介護保険制度改定」時に定めた公費を投入し低所得者の保険料負担の軽減策を先送りする動きが出てきている。国に対して軽減策の実行を強く求めること。 ④所得段階別の保険料について、低所得者の保険料は少なくとも基準額の0.3以下にすべきです。 	<p>今回の介護保険料の改定においては、要介護認定者数及び介護保険サービス利用者の増加に加え、第1号被保険者の費用負担割合の変更や介護報酬の地域区分による上乘せ割合の改定等により、全国的に保険料基準額が大幅に上昇することが見込まれております。</p> <p>ただし、介護保険料基準額の試算段階においては、介護報酬改定等については考慮していないため、現時点の情報では介護報酬が減額改定される見込みであり、介護保険料基準額についても増額幅を圧縮できるものと考えております。</p> <p>また、一般会計の繰り入れによる保険料軽減について、介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合うために創設された社会保険制度であり、介護保険の運営に必要な費用に係る公費負担と保険料負担の割合が法令により定められていることから、制度的に決められている以上に税金などの一般財源を投入することは、負担と給付の関係を不明確にするもので、納税されている国民(市民)の方の理解が得られないとして、国においても適当でないと考えております。こうしたことを踏まえ、大阪市としても一般会計の繰り入れによる保険料の軽減は適当でないと考えております。</p> <p>第2段階の方の保険料については、今回の制度改正により、平成27年度から別途公費による保険料軽減が予定されており、平成29年度からは保険料軽減の対象や軽減割合の拡充も実施される見込みです。</p> <p>低所得者の方のさらなる料率の引き下げは、保険料基準額が上昇することとなり、他の段階の方の負担増えることとなり、負担の公平性を確保するため、低所得者の方にも一定の負担をお願いすることとしています。</p> <p>また、大阪市では、市町村民税非課税で、生活が困窮しておられる方に、独自の制度で料率を0.375まで減額する制度を実施しております。</p>
<p>【国庫負担に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫負担を直ちに3割に引き上げ、計画的に5割に引き上げるよう国に求めること。 	<p>平成27年度からの制度見直しの中で、低所得者の第1号保険料の軽減強化が実施されますが、介護給付費の財源のうち国の負担割合を引き上げることなど、第1号保険料の高騰を抑制するための更なる財政支援措置を講じることを国へ要望しております。</p>
<p>【年金からの支払いに関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金から強制的に、それも先取りするというやり方は納得できません。 	<p>特別徴収(年金からのお支払)については徴収方法の一つであり、老齢基礎年金などの年金を年額18万円以上受給している被保険者の方については、保険料を年金からお支払いいただくことが介護保険法第135条に定められております。</p> <p>介護保険料の先取りについては、介護保険料の特別徴収は、介護保険法第135条第3項、同条第4項及び介護保険法第136条第2項により、各年度分の保険料を、4月～2月までの6期(4月、6月、8月、10月、12月、2月)の年金の定期支払時に分割して納付していただくこととなっております。結果として、当月分と翌月分に相当する額を先取ることになります。毎年度、4月から当該年度の徴収が始まりますので、例えば、4月の年金支払時には、当月分と翌月分(4月・5月)相当分の保険料を納付いただくこととなり、以降の支払いについても同様です。</p>

意見要旨	大阪市の考え方
<p>【保険料段階に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の段階を11段階から、15段階位までに細分化し、割合を0.5～2.0を0.2～3.0までにして収入に応じた累進性を拡大すること。 	<p>介護保険料の段階の設定については、法施行令第39条の規定により、負担能力に配慮しつつも、市町村民税の課税状況に応じた定額保険料とすることとされています。これは、国民健康保険料の方式とは異なる段階設定にすることによって、保険料の算定をわかりやすくし、市民の皆様により保険料をお納めいただきやすくなるよう配慮したためです。</p> <p>また、保険料の多段階化については、今回、国の基準段階が9段階になる予定ですが、大阪市は、第5期計画と同様に現行11段階とし、負担能力に応じた保険料をご負担していただいております。さらなる多段階については、一部の被保険者に高額な保険料をご負担いただくこととなり、負担の公平性という観点から慎重に検討する必要がありますと考えております。</p>
<p>【サービス利用料に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の負担が今より重くならないようにすること。 	<p>利用料については、サービスに係る費用の1割を負担していただいております。</p> <p>1割負担が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担段階が第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。</p> <p>また、施設における居住費食費につきましては、低所得者の自己負担額の軽減を図るため、負担額に上限を設けています。</p> <p>施設への社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しています。</p> <p>なお、今後の高齢化の進展に伴い、介護費用は増大し、介護保険料も上昇していきますが、制度の持続可能性を高めるため、保険料の上昇を抑える必要があることから、これまで、一律一割で据え置いていた利用者負担を、一定以上の所得を有する第1号被保険者については、2割の利用者負担をしていただくこととなります。</p> <p>しかし、高額介護サービス費の仕組みに基づき利用者負担額には上限が設けられているため、対象者の負担の上昇額が限定されます。</p>
<p>◆その他の意見（11件）</p>	
<p>【制度周知に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値を並べてある表は何を意図しているのかわかり辛いです。主婦が見ても、というか見てみようと思うような書き方をして下さい。 ・素案を読んだだけでは具体的に日々の生活がどうなっているのか、今よりよくなるのか見通しが見えません。 ・ぜひ、計画立案者から各区での説明会を開いて下さい。地域の現状(声も)聞いて下さい。 ・今回の福祉局で作成された冊子があることを知りませんでした。高齢者が見れて関心を持ち、意見が出せるような取組みを今後も願いたします。 	<p>本計画の策定にあたりましては、引き続き、わかりやすい説明となるよう検討を進め、専門的な用語については、本計画の巻末に用語解説を記載しわかりやすい内容となるよう検討を進めます。</p> <p>また、本計画の概要をまとめた「計画概要版」につきましても、よりわかりやすい内容となるよう検討を進め、広く情報が伝わるよう、関係機関と連携し広く配布してまいります。</p> <p>さらに、制度改正に伴う、総合事業への移行にあたっては、国から示されたガイドラインなどにより提示されている内容を踏まえ、既に介護保険サービスを利用する高齢者やサービス提供を行う介護保険サービス事業者等に混乱をきたさないよう、高齢者や介護保険サービス事業者等への十分な周知啓発に努めてまいります。</p> <p>介護保険制度につきましては、計画冊子とは別に、パンフレット(ハートページ)を作成し、グラフやイラストなどを用いて、わかりやすい説明に努めます。</p>
<p>【報酬改定に関するご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の減は利用者の負担増やサービスの切り捨てにつながる。 	<p>平成27年度介護報酬改定については、国の社会保障審議会介護給付費分科会において審議されています。審議報告において、報酬改定の基本的な考え方として、「(1)中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化、(2)介護人材確保対策の推進、(3)サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築」の三点が挙げられており、大阪市としても動向を注視しています。</p>

※その他にも、「事業者が主体の見守りにかかる提案」、「国民年金に関するご意見」、「生活保護制度に関するご意見」、「大都市制度に関するご意見」などの意見が寄せられました。

本計画と直接関連するものではありませんが、担当課に情報提供するなど、ご意見として、今後の業務の参考とさせていただきます。

